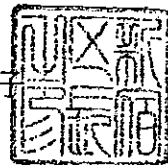


20 新環環第 282 号

平成 20 年 5 月 7 日

東京都知事様

新宿区長 中山 弘子



大日本印刷市谷工場整備事業に係る環境影響評価調査計画書に対する
意見について（回答）

平成 20 年 4 月 16 日付 20 環都影第 2 号により照会のありました標記の件について、
下記のとおり回答します。

記

調査計画書に対する意見

1 調査計画書全般について

- (1) 本件は、広大な開放緑地の創出をはじめ環境に配慮された工場の整備事業であるが、住居地域及び中高層住居専用地域の中に当該事業敷地のみが準工業地域として立地するという状況に鑑み、周辺環境との調和を図り、環境影響評価項目として想定される項目については企業の社会的責任として徹底した評価・検討が行われることを要望する。
- (2) 工事中及び工事完了後も含め、当該事業に関する苦情や要望を受け付ける窓口を設置し、誠実かつ適切に対応して頂きたい。

2 選定された評価項目について

(1) 大気汚染

「工場等の稼働に伴う大気質」の予測項目として二酸化窒素のみを選定しているが、揮発性有機化合物（VOC）も予測項目として追加選定されたい。

揮発性有機化合物（VOC）は、光化学スモッグの発生や浮遊粒子状物質の生成の原因となることから、大気汚染防止法による排出規制が実施されている。印刷工場は揮発性有機化合物（VOC）の代表的な固定発生源のひとつであることから、安全な大気環境を確保し、周辺住民の不安を払拭するために、予測項目として追加されることを要望する。

(2) 温室効果ガス

工事完了後の工場等の稼働のみが予測事項とされているが、建設工事における温室効果ガスの排出についても予測事項に追加し、地球温暖化に配慮した建設工事を行うよう要望する。また、太陽光発電等の新エネルギーの利用による温室効果ガスの排出抑制も併せて検討されたい。

(3) 景観

調査地点のうち、遠景域からの眺望地点を複数追加されるよう要望する。また、建物の外壁や窓からの太陽光の反射を軽減する材料を使用するほか、質感・色彩・色相にも配慮することを要望する。

(4) 風環境

風環境については、当該事業に係る建物自体による影響評価に止まることなく、周辺の既存建築物との相互作用による複合的な風環境について、十分な影響評価を実施されたい。また、風洞実験による評価のみではなく、実態調査による現状との比較検討を広範囲に実施し、牛込第三中学校などの隣接する建物への影響評価を十分に行うよう要望する。

(5) 騒音・振動

工事中及び工事完了後の関連車両の動線計画にあたっては、周辺環境に配慮し周辺住民の理解を得られるよう十分な検討を行い、工場周辺地域における静穏な住環境と安全で円滑な交通環境が確立され、また地域開放型施設利用者の安全と利便性が確保されるよう要望する。

3 選定されなかった項目について

(1) 水質汚濁及び水循環

本事業地は長年にわたり印刷工場として稼働していることから、土壌汚染が存在する可能性があり、これに起因する水質汚濁や地下水への影響が懸念される。また、印刷工場としての操業による排水と地下水利用が継続されることから、周辺住民の不安を払拭するために、工事進行中及び工事完了後とも、これらの項目を評価項目として選定されるよう要望する。

(2) 史跡・文化財

現時点において事業敷地内に史跡・文化財は存在しないが、敷地内には掘削されていない土地もある。周辺地域の状況を勘案すると敷地内に貴重な文化財等が存在する可能性は高く、評価項目に選定し十分な調査の実施を要望する。

4 その他の意見について

(1) 危険物等の管理について

工場内に保管・貯蔵される紙類・燃料等の可燃物やインク等の化学物質及びその他の有害・危険物について、その貯蔵・使用状況等についての情報の提供と、防災計画策定による災害時における安全確保を要望する。

(2) 災害時における協力について

開放緑地及び地域開放型施設について、災害時における避難場所等として利用できるよう配慮されたい。

◎担当：環境清掃部環境対策課環境計画係 立花・宮本

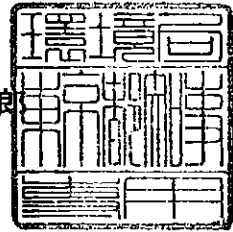
電話 03-5273-3763 (直通)



20環都影第44号
平成20年 5月13日

新宿区長
中山弘子 殿

東京都知事
石原 慎太郎



大日本印刷市谷工場整備事業に係る環境影響評価
調査計画書に関する意見の送付について

東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）第45条で準用する条例第18条第2項及び第19条第2項の規定により、標記事業に係る下記文書の写しを別添のとおり送付します。

なお、本文書については、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）第2条第2項に規定する個人情報に該当するため、情報の保護について適切な取扱いをお願いいたします。

記

条例第45条で準用する第18条第1項及び第19条第1項の規定により知事が求めた都民の意見及び周知地域区長の意見



周知地域区長の意見

大日本印刷市谷工場整備事業に係る環境影響評価調査計画書について

合計 1通

1 新宿区長 中山 弘子

都民の意見書

大日本印刷市谷工場整備事業に係る環境影響評価調査計画書について

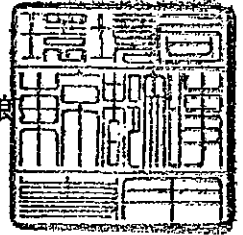
合計 0通



20環都影第69号
平成20年5月29日

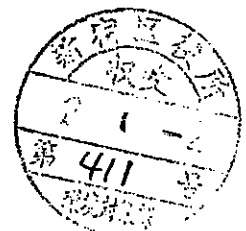
新宿区長 殿

東京都知事
石原慎太郎



「大日本印刷市谷工場整備事業」に係る環境影響評価
調査計画書審査意見書について
(送付)

このことについて、東京都環境影響評価条例第46条第1項の規定に基づき、
環境影響評価調査計画書審査意見書を作成したので、同条第2項の規定に基づ
き、その写しを送付する。



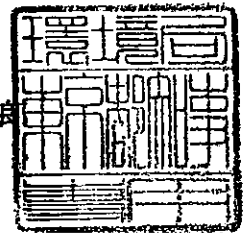


20環都影第69号
平成20年5月29日

環境影響評価調査計画書審査意見書

「大日本印刷市谷工場整備事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
石原慎太



記

第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び所在地
名称：大日本印刷株式会社
代表者：代表取締役社長 北島 義俊
所在地：東京都新宿区加賀町一丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
名称：大日本印刷市谷工場整備事業
種類：高層建築物の新築、工場の設置
- 3 対象事業の所在地
東京都新宿区市谷加賀町1-1-1 他

第2 意見

【大気汚染、騒音・振動】

本事業は既存工場の解体から対象事業の完了まで約9年間と長期にわたること、計画地周辺及び走行ルートには教育施設や住宅が多数存在することから、工事中の建設機械の稼働や工事用車両による大気汚染、騒音・振動の影響が懸念される。

このため、工事に当たっては、こうしたことを十分配慮したうえで、施工方法、使用する建設機械の種類や配置、環境保全措置などを検討し、環境影響評価書案において詳細に記述すること。

【大気汚染】

工場等の稼働に伴う大気質については、揮発性有機化合物（VOC）を調査、予測及び評価項目としていないが、オフセット印刷機からVOCが排出される可能性があるため、使用インキの材質、印刷機の規模、台数及び排出ガス防止対策等の内容を明らかにし、VOCが排出される場合は調査、予測及び評価を行うこと。

【騒音・振動】

工事の施行中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測の対象時点は、建設機械の稼働台数が最大になる時点としているが、工事期間がⅠ期からⅢ期と9年間にわたることから、工事期間ごとに予測、評価すること。

また、計画地は教育施設や住宅と隣接している地点もあることから、建設機械がそれらに最も接近する時点についても予測、評価すること。

【史跡・文化財】

計画地は市谷本村町遺跡、市谷加賀町一丁目遺跡などに隣接しており、埋蔵文化財が包蔵されている可能性が高いと予測される。このため、周辺の埋蔵文化財包蔵地の遺跡発掘調査報告書を精査するとともに、関係教育委員会と協議を行ったうえで試掘調査を行うこと。

また、それらの調査結果に基づいた予測、評価を行うこと。

第3 その他

環境影響評価の項目および調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。